

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社大崎工務店	代表者氏名	大崎 康正
主たる営業所の所在地	稲沢市竹腰東町32		
許可番号	愛知県知事許可(般-24)第7216号	許可を受けている建設業の種類	土、建、大、と、舗、塗、防、内、水

2. 処分に関する事項

処分年月日	平成29年3月2日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分(勧告)の内容(指示処分)			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分の内容			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 社内、施工現場及び下請業者の労働環境における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。 (3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を引き続き遵守すること。 (4) 職員に対する建設工事の安全施工に関する教育・指導の計画を作成し、継続的に実行すること。			
2 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
平成28年8月23日、事業者で業務全般及び労働者の安全管理を統括する代表取締役は、自社敷地内及び稲沢市北島町地内の工事現場内において、法令で定める資格を有しない従業員2名を、最大荷重が1.8トンのフォークリフトの運転の業務に就かせた。 このことが、労働安全衛生法に違反し、一宮簡易裁判所より、法人及び代表取締役がそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定した。 これは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項 愛知労働局からの通報			